

昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルスの影響が長期化し、想定を超える需要緩和から令和3年産米の価格が大きく下落し、生産農家の収入減少が懸念されることや、世界的な情勢による春肥料等の価格上昇も想定されており、農業者の経営を更に圧迫する厳しい状況が危惧されることから、令和4年産米の作付けに向け農業者の生産意欲の維持及び経営の安定化を図るため、昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、昭和村補助金等交付に関する規則（昭和53年昭和村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- （1）出荷米 JAや小売業者等へのお荷（販売）米、個人売買や委託売買等の売買も含めたものをいう。（以下、出荷米という。）ただし、出荷米に自家消費米、備蓄米、飼料用米は含まないものとする。
- （2）出荷者 上記のお荷米をお荷した者をいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- （1）令和4年1月1日時点において、昭和村に住所を有する個人、法人であり、令和3年産米（主食用米）の作付けをし、令和3年産米をお荷や販売した者。
- （2）出荷米数量、販売数量（キロ数）が証明できるお荷者。
- （3）営農計画書を提出し、水田管理台帳に登録されている者。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次のとおりとする。

- （1）お荷米1袋（30kg）あたり500円とする。
- （2）1袋が30kg未満の場合は、1kgあたり16円で算定し、小数点以下の端数は切捨てとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行わなければならない。

2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。

- （1）お荷米の数量が証明できる書類
- （2）通帳の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

3 第1項の規定による交付申請は、一度限りとする。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付決定又は不交付の決定を行う。

2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとし、不交付とする場合には、昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第7条 村長は、支援金の交付決定を受けた交付申請者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年6月30日限り、その効力を失う。